

函館市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

### 函館市条例第23号

#### 函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例（平成12年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「37,920円」を「36,250円」に改め、同項第2号中「56,880円」を「54,580円」に改め、同項第3号中「56,880円」を「54,980円」に改め、同項第4号中「68,260円」を「71,710円」に改め、同項第5号中「75,840円」を「79,680円」に改め、同項第6号中「91,010円」を「95,620円」に改め、同項第7号中「98,590円」を「103,580円」に改め、同項第8号中「113,760円」を「119,520円」に改め、同項第9号中「128,930円」を「135,460円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 政令第38条第1項第10号に掲げる者 151,390円
- (11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 167,330円
- (12) 政令第38条第1項第12号に掲げる者 183,260円
- (13) 政令第38条第1項第13号に掲げる者 191,230円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,760円」を「22,710円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「37,920円」を「38,650円」に改め、同条第4項中「

令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「53,090円」を「54,590円」に改める。

第6条第3項中「または第8号口」を「,第8号口,第9号口,第10号口,第11号口または第12号口」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条および第6条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。